

第三管区海上保安本部公示第7号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年1月20日

第三管区海上保安本部長

宮本 伸二（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 防衛省南関東防衛局
(2) 住 所 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57

2 水路測量を実施する区域及び期間

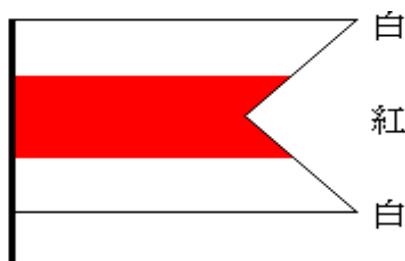
- (1) 区 域 横須賀港 1 区（付図のとおり）
(2) 期 間 令和7年1月27日から令和7年1月31日

3 水路測量の実施方法

RTK-GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。

付図



海上保安庁 (JCG) / (C) Esri Japan
海しるにて作成

測量区域

